

観光バリアフリーレジャー用品等利用案内

観光バリアフリーレジャー用品等利用承認申請にあたり、次の「利用上の注意」、「事故発生時の対応等」を承諾いただいた上で、レンタル用品等の利用を承認します。

第1 貸出期間及び利用時間 4月から10月までの期間、午前9時から午後4時30分まで
(貸出受付時間は午後3時30分、1日の貸出は4時間までとします。)

第2 利用方法

- 1 貸出 受付で身分を証明できるものを提示し、「利用承認申請書」に必要事項を記載し、係員に渡してください。
- 2 返却
 - (1) 江差観光情報総合案内所(えさし海の駅開陽丸内)に返却してください。
 - (2) レンタル用品等の鍵を係員に渡してください。
 - (3) 必ず利用時間内に返却してください。

第3 利用上の注意

- 1 利用する前には、係員の説明を受けるとともにレンタル用品等に異常がないことを必ず確認した上でご利用ください。

■【出発前の確認事項】

<input type="checkbox"/> ブレーキの効き具合 <input type="checkbox"/> ハンドル、シート(サドル)の固定具合 <input type="checkbox"/> タイヤ空気圧等の状態 <input type="checkbox"/> 警報ブザー(ベル)の鳴り具合 <input type="checkbox"/> バッテリーの充電状態等

- 2 レンタル用品等を損傷させたり、盗難に遭わないよう十分注意し、適正な管理に努めてください。万一、レンタル用品等に損傷又は盗難が生じた場合には賠償していただくこともあります。
- 3 危険個所又は不適切な場所では使用しないでください。
- 4 歩行者の通行障害となるような行為をしないでください。

第4 事故発生当時の対応等

- 1 利用者は、レンタル用品等のご利用中に故障やパンク等があった場合又は借り受けたその日の利用時間内に自転車を返却できなくなった場合は、速やかに「江差観光情報総合案内所」に連絡してください。
- 2 道路交通法を守り安全運転を心がけてご利用ください。万一事故が発生した場合は、利用者自らの責任として費用負担も含め対応して頂きます。また、ご利用中の事故等に伴い利用者様が被った不利益や損害について、開陽丸青少年センターは賠償責任の一切を負いません。事故等が発生した際は必ず「江差観光情報総合案内所」に連絡願います。

■【発生事項とご利用者（お客様）が行うこと】	
事故 （事故相手やご利用者の負傷、物品の損壊）	①負傷者の救護処置、病院等での診察 ②事故相手や損壊物品所有者の氏名連絡先等の確認 ③保険申請のため警察への事故届と、事故証明の発行手続き
盗難、駐輪禁止区域での撤去	盗難時は警察への被害届と、盗難証明書類（受理ナンバー）の発行手続き ※撤去時は撤去関係費用を請求します。
故障（パンク、チェーンはずれ）	自転車店での修理対応と修理費用の負担 ※故障状態のまま返却された場合、修理費用を請求します。
カギ紛失	貸出窓口への再訪とカギの再交付 ※カギの再交付費用を請求します。

第5 利用条件

（1）電動カートご利用条件

- ① 自転車や2輪の乗用車の運転ができない、又は運転してはいけない方
- ② 下肢が不自由なため長時間の歩行が困難な方
- ③ 中学生以上
- ④ 身分証明書の提示及び複写
- ⑤ 使用者最大体重（積載物含む）が100kg以下

（2）電動アシスト付自転車ご利用条件

- ① 身長が136cm以上の方
- ② 中学生以上
- ③ 身分証明書の提示及び複写

（3）ベビーカーご利用条件

- ① 生後1か月～36か月までの乳幼児に利用される方
- ② 身分証明書の提示及び複写

（4）車いす 小学生以上とし、介助者が付き添える方

（5）（1）～（4）すべてに共通する利用条件

- ① 第3「利用上の注意事項」及び、第4「事故発生時の対応等」に同意される方
- ② 酒気帯び等、危険な状態と認められる方には貸出をお断りします。
- ③ ご利用はご本人様に限りますので、転貸を禁じます。

■貸出・返却施設 北海道檜山郡江差町字姥神町 1-10

江差観光情報総合案内所（えさし海の駅開陽丸内）

☎ 0139-52-0117

■事務局 一般財団法人 開陽丸青少年センター（住所、同上）

☎ 0139-52-5522 Fax 0139-52-5505